

須賀川市中小企業融資制度一覧表

	主な申し込み資格要件及び注意点	資金使途	融資 限度額	融資期間	融資利率		信用保証	
					融資利率	利子補給	要否	補助
中小企業経営合理化 資金保証融資	1. 原則として1年以上須賀川市に居住し、 同一事業を1年以上営み、かつ市町村税を 完納している中小企業者 2. 信用保証対象業種である者	運転資金 設備資金	1,000万円	10年以内	1.5%以内	無	必須	有 (上限20万円)
経営安定化資金融資	1. 市内に事業所を有し、同一事業を1年以上 営んでおり、次の(1),(2)のいずれかに 該当する者 (1)福島県信用保証協会の福島県無担保 無保証人制度保証を受けた者 (2)最近3ヶ月の売上高が、前年同期比 5%以上減少している中小企業者 ※セーフティネット保証との併用可能 2. 市町村税を完納している中小企業者	運転資金 設備資金	2,000万円	(1)5年以内(1年以内の据置可) (2)10年以内(1年以内の据置可)	1.5%以内 市工業製品認定企業 1.4%以内	年利率1%相当額 (2年間)	必要に応じて	
中心市街地 リノベーション融資	1. 商業区域内の既存物件をリノベーションし、 事業用物件へ転換する者又は既存の事業用 物件をリノベーションする者 2. 自己所有物件または貸借物件を事業者へ 賃貸する者又は当該物件において新たに 事業を始める者 3. 市町村税を完納している中小企業者	設備資金 運転資金 ※事業用物件等の リノベーションに 係る費用に限る	2,000万円	25年以内 (2年以内の据置可)	10年以内 1.5%以内 11～20年以内 1.9%以内 21～25年以内 2.1%以内 ※10年超の場合 変動利率 当初1.7%以内を 選択可能	年利率相当額 (5年間)	必要に応じて	無
スタートアップ 資金融資	1. 次の(1),(2)のいずれかに該当する者 (1)新たに事業を開始しようとする者 (開業して5年未満のものを含む。) (2)既に中小企業である者から事業を 承継する者又は既に中小企業者であって 新たな分野の事業に進出しようとする 事業承継者 2. 市町村税を完納している中小企業者	運転資金 設備資金	2,000万円	10年以内 (1年以内の据置可)	5年以内 1.7%以内 6～10年以内 1.9%以内 市の特定創業支援事業により 支援を受けた方 5年以内 1.5%以内 6～10年以内 1.7%以内	年利率1%相当額 (5年間)	必要に応じて	有 (上限35万円)
設備投資促進資金融資	1. 市内に事業所を有し設備投資を行う者 (賃貸用不動産及びその付随施設の購入、 建築、修繕に係る費用、土地取得費用、 保証協会が設備資金として認めないものは 除く) 2. 市町村税を完納している中小企業者	設備資金	3,000万円	10年以内 (1年以内の据置可)	1.5%以内	無	必須	